

諮詢番号：平成 30 年度 諒問第 14 号

答申番号：令和元年度 答申第 1 号

答 申 書

第 1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁の説明と異なり、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の本税を完納しても延滞金が免除されず、病気やけがのために高額の医療費を支払っており、延滞金の支払は困難であるため、処分庁が平成 30 年 5 月 1 日付けで行った延滞金減免申請却下処分（以下「本件処分」という。）が不服である。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に従って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 処分庁は、請求人に対し、平成 21 年度第 4 期から平成 29 年度第 4 期までの分の固定資産税等の納税通知書を発送した。

イ 平成 21 年 12 月 3 日、処分庁は、請求人から納税相談を受けた。相談の結果、固定資産税等について分割して納付することとし、分割した固定資産税等を完納後に延滞金を納付することとなった。

ウ 処分庁は、前記アの固定資産税等が完納されたことを確認したが、いずれも納期限を経過した後に完納されているため、それぞれ延滞金が発生した。

エ 平成 30 年 4 月 2 日、請求人は、処分庁に延滞金減免申請書を提出したが、記載内容及び添付書類に不備があったため、処分庁は、請求人に当該不備につ

いて説明し、後日改めて請求人から連絡を受けることとなった。

オ 平成 30 年 4 月 13 日、請求人が○市税事務所を訪れ、処分庁は、請求人に対し、延滞金の減免申請に係る説明を行った。同日、請求人は、延滞金の減免申請（以下「本件申請」という。）を行った。

カ 平成 30 年 5 月 1 日、処分庁は、本件申請を却下した（本件処分）。

キ 平成 30 年 5 月 11 日、請求人は、本件処分について札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた。

ク 平成 30 年 5 月 30 日、処分庁は、本件処分の理由について補正を行った。

ケ 平成 30 年 6 月 14 日、札幌市オンブズマンは、請求人に苦情等調査結果通知書を送付した。

コ 平成 30 年 8 月 2 日、請求人は、本件処分に係る審査請求をした。

(2) 本件処分について

処分庁の調査によれば、請求人は一定程度の賃料収入を継続的に得ていることが認められ、このほか請求人の事業に関し納期限までに固定資産税等を納付することが困難であった事情は認められないであるから、請求人がその事業につき著しい損失を受けたこと等によって納期限までに固定資産税等を納付することができなかつたと客観的に認められるとはいえない。また、請求人の健康状態は良好ではないことが窺われるが、納期限までに固定資産税等を納付することができなかつたことが明らかであるとはいえず、病気等を原因として納期限までに固定資産税等を納付することができなかつたと客観的に認めることはできない。このほか、請求人について、札幌市税規則（昭和 39 年規則第 40 号）に定める事由が生じ、納期限までに固定資産税等を納付することができなかつたことを客観的に認めることのできる証拠はない。

したがって、請求人の固定資産税等に係る延滞金については、減免の対象とはならないものである。

2 審理員審理の経過（日付は、平成 30 年及び平成 31 年）

8月 24 日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を請求人に通知
9月 21 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
12月 26 日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出

1月8日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
1月15日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、平成31年及び令和元年）

2月14日	審査庁が、本審査会に諮詢
2月27日	第1回調査審議（平成30年度第13回札幌市行政不服審査会）
4月26日	第2回調査審議（令和元年度第1回札幌市行政不服審査会）
5月20日	第3回調査審議（令和元年度第2回札幌市行政不服審査会） ※請求人による口頭意見陳述の実施

第6 本審査会の判断の理由

納税者が納期限後に固定資産税等を納付する場合においては、延滞金額を加算して納付しなければならないこととされているが（地方税法（昭和25年法律第226号）第369条第1項及び第702条の8第1項並びに札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第12条第1項）、市町村長は、納税者が納期限までに固定資産税を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、固定資産税に係る延滞金を減免することができることとされており（同法第369条第2項）、固定資産税に係る延滞金を減免した場合には、都市計画税に係る延滞金についても、当該固定資産税に係る延滞金に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとすることとされている（同法第702条の8第7項）。

処分庁においては、納税者がその事業を廃止し、若しくは休止し、又はその事業につき著しい損失を受けたとき、納税者又は納税者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したときなど一定の事由に該当する場合に、延滞金を減免することができることとしており（札幌市税規則第12条及び同法第15条第1項）、延滞金の減免を受けようとする納税者は、同規則第14条本文の規定により、申請をしなければならないこととされている。

以上の規定を踏まえると、納稅者が納期限後に固定資産税等を納付する場合には、延滞金を納付することが原則であるところ、札幌市税規則第12条各号に掲げる事由のいずれかに該当し、納期限までに固定資産税等を納付することができなかつたものと客観的に認められる場合に限り、処分庁において当該固定資産税等に係る延滞金を減免することができるものと解される。

そこで、本件について見ると、請求人は本件申請において、経営するアパートの入居者が年々減少し、修繕費等の経費を捻出できない状況にあることをもって、延滞金の減免を受けようとする理由としているため、処分庁は、その事実を明らかにする資料を提出するよう請求人に求めたが、請求人から当該資料が提出されなかつたことから、処分庁において、客観的な減免事由の有無について調査を行つたことが認められる。当該調査結果によると、当該アパートの入居可能な部屋のうち半数を超える部屋には恒常的に入居者がおり、請求人は一定程度の賃料収入を得ているほか、公的年金が継続して支給されていることに加え、当該アパートを含めた請求人が所有する不動産の住宅ローンの残債が減少し、又は完済されており、固定資産税等の納付よりも当該残債の返済を優先していたことを推認させる状況であったことが認められる。

一方、請求人からは、その後も本件処分までの間に、処分庁の調査結果と異なる挙証が示されることもなく、ほかに請求人の事業に関し納期限までに固定資産税等を納付することができなかつた事由が客観的に明らかでない以上、請求人がその事業を廃止し、若しくは休止し、又はその事業につき著しい損失を受けたこと（札幌市税規則第12条第1号並びに地方税法第15条第1項第3号及び第4号）を原因として、納期限までに固定資産税等を納付することができなかつたものとは認められないとした処分庁の判断について、社会通念上著しく不合理な点は認められない。

また、本件申請時に請求人から処分庁に提出された書類並びに反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張から、請求人は複数の医療機関に通院していることが認められるが、前記の調査結果が出ている中で、請求人の健康不良によって納期限までに固定資産税等を納付することができない状況に至っていたことが客観的に明らかでない以上、請求人が病気にかかり、又は負傷したこと（札幌市税規則第12条第1号及び地方税法第15条第1項第2号）を原因として、納期限までに固定資産税等を納付することができなかつたものとは認められないとした処分庁の判断について、社会通念上著しく不合理な点は認められず、このほか、札幌市税規則第12条各号及び地

方税法第15条第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないとした処分庁の判断についても、妥当である。

なお、請求人は、反論書及び口頭意見陳述において、固定資産税等の本税の完納により延滞金が免除される旨の説明が処分庁からなされた旨を主張し、当該本税を完納したにもかかわらず延滞金が免除されないことに不服がある旨を繰り返し主張しているが、処分庁からそのような説明があったものとは認められず、また、そもそも、前記のとおり、納税者が札幌市税規則及び地方税法に定める事由に該当し、納期限までに固定資産税等の本税をやむを得ず納付することができなかつたものと客観的に認められる場合に限り、処分庁において当該本税に係る延滞金を減免することができるのであって、納期限後に固定資産税等の本税を単に完納したことをもって当該本税に係る延滞金を減免する理由とはならないものである。

以上により、本件処分は、地方税法等の規定に基づき適正に行われており、その他本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員(会長)	岸 本 太 樹
委 員	鈴 木 光
委 員	林 賢 一